

「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
に関するQ & A

Q 1 : このガイドラインでは、「現物貸借で借り受けた図書の複製」とありますが、この中の「図書」には、雑誌や視聴覚資料なども含まれるのでしょうか。

A : このガイドラインによって複製を行うことができるのは、狭義の「図書」資料のみです。雑誌や視聴覚資料などの広義の「図書館資料」までは含まれていませんので、注意が必要です。

Q 2 : 3 . に、「他館から図書を借用して提供するの、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。」とありますが、利用者が複製物（コピー）を求めない場合も、この原則にのっとる必要があるのでしょうか。

A : この項目の趣旨は、あくまで利用者へ複製物を提供することを前提としたものであり、純然たる現物貸借を制限しようとするものではありません。ただし、利用者が複製物を求めないとしても、利用者がその資料を必要としているとすれば、本来、その資料はその図書館で備えるべき資料と言えます。一方、例えばレポートの提出期限などとの関係において、購入に要する期間より前に利用しなければならない場合もありますので、その時々事情を考慮し、適切な対応を図ることが重要です。

Q 3 : 4 . の「入手困難な場合」を更に詳しく説明してください。

A : (1) では、非売品である場合、絶版である場合、絶版の事実は確認できないが複数の書店や発行元に照会して、すべて品切れである場合、これらによって直ちに当該資料を購入できない、主として出版流通的な事情が例示されています。

一方、(2) では、年度当初などで予算が確定していないような場合、セットでしか販売されておらず、収集方針に合致しない資料などを同時に購入しなければならないような場合、ネット販売や予約販売などで会計的に対応できないような場合、これらによって直ちに当該資料を購入できない、主として図書館運営的な事情が例示されています。

なお、配分予算に対して当該資料の価格が高額なため直ちに購入できない場合、また、予算的な問題以外に、セット販売で、購入後、優先的に当該資料を配架するスペースが確保できず直ちに購入できない場合なども、(2) に含まれます。

ただし、いずれにしても、利用者がその資料を必要としているとすれば、本来、その資料はその図書館で備えるべき資料であるはずであり、常に購入のための努力を講じなければなりません。

Q 4 : 5 . の「貸出館および借受館が共に著作権法第 31 条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館であること」とは、どういう意味ですか。

A : 「著作権法第 31 条の権利制限によって例外的に無許諾で複製を作製することが出来る図書館」とは、著作権法施行令第 1 条の 3 に定められた図書館を指します。

このガイドラインに基づいて、借り受けた資料の複製を行う場合、資料を借り受けて実際の複製行為を行う図書館はもちろん、資料を貸し出した図書館も著作権法施行令第 1 条の 3 に定められた図書館でなければなりません。したがって、例えば、大学の医学図書館が、他の病院に設置された図書館から資料を借り受けた場合、その資料は、このガイドラインに基づいて複製することはできません。

Q 5 : 6 . の「貸出館が明示的に禁止している場合」とは、どのような状況を言うのでしょうか。

A : 周知のとおり、著作権法第 31 条に基づいて複製できる「図書館資料」とは、複写申込があった図書館が所蔵する資料であると従来は解釈されて来たため、他館から借り受けた資料は、借り受けた図書館において複製することはできませんでした。

しかしながら、一旦、これらの資料を貸し出した図書館に返却し、改めてその図書館や、同じ資料を所蔵する別の図書館に複写依頼をした場合と、直接、資料を借り受けた図書館で複製を行った場合とを比較すれば、権利者等に及ぶ経済的影響に変わりはありません。このような観点も含めて、このガイドラインの合意に至っています。

ただし、ガイドラインにのっとって対応するかどうかは、貸し出した図書館の判断になります。資料の状態などによって、資料保存の観点から複写を禁止される場合もありえます。この場合、資料を貸し出した図書館の判断が尊重されなければなりません。

Q 6 : 7 . に「著作権法第 31 条第 1 号による図書の複製に関わる手続きとは別に、借り受けた図書の複製に関する手続き」とありますが、具体的に、どのような手続きをいうのでしょうか。

A : 特に決まった手続きはありません。他館資料の複写を行う図書館には、著作権法第 31 条第 1 号に基づいた自館資料の複写手続きは決められていると思います。それとは別に、このガイドラインの合意による、特別な措置としての複写であることを図書館が認識して複写を行うために、申込書の書式を変える等、自館資料の複写と異なる手続きを設けることになっています。その際にも、著作権法第 31 条第 1 号の範囲内であることの確認を行うことは盛り込む必要があります。